

請 願 文 書 表

- 1 請願第6－3号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する
請願 (環境文教委員会付託)

1 受 理 年 月 日 令和6年8月29日

1 紹 介 議 員 中 町 け い

1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

【請願事項】

2025年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【請願理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと思います。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 安心して学校生活が送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること
6. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること
8. GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために、財政措置を講じること

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

令和6年8月29日

市川市議会議長

稲葉健二様

請 願 文 書 表

1 請願第6－4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
(環境文教委員会付託)

1 受 理 年 月 日 令和6年8月29日

1 紹 介 議 員 中 町 け い

1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

【請願事項】

2025年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

【請願理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちのとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担

を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

令和6年8月29日

市川市議会議長

稲 葉 健 二 様

請 願 文 書 表

1 請願第6－5号 レプリコンワクチン中止の意見書の提出を求める請願

(健康福祉委員会付託)

1 受 理 年 月 日 令和6年8月29日

1 紹 介 議 員 太 田 丈 之

1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

レプリコンワクチン中止の意見書の提出を求める請願

新型コロナウイルスの蔓延により、令和3年2月から国内で開始した新型コロナワクチン接種は、海外では早い段階で中止されたにも関わらず、日本では接種回数が7回に及ぶまで続けられた。しかしながら、新規感染者数は減少するどころか増加し、令和3年から日本の死亡者数の増加は高齢化では説明がつかない現状である。

令和6年10月から新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種となり、使用されるワクチンは、組み換えタンパクワクチン（不活化ワクチンの一種）、mRNAワクチン、sa-mRNAワクチン（自己増殖型mRNAワクチン）の中から選択される予定である。この中で組み換えタンパクワクチンは従来の技術を用いており、人への健康被害は比較的小さいことが確認されているが、mRNAワクチンに関しては令和3年にワクチン接種開始してから、副反応疑い報告数や予防接種救済制度の認定件数が過去に類をみない現状である。そのmRNAワクチンの更なる新技術を使用した自己増殖型mRNAワクチンにおいては、体内でスパイクタンパク質を生成する設計図となるmRNAが人の体内で増殖し、少量の薬剤で高い中和抗体価が得られるというものである。実際、製薬企業の試験では、マウスにおいて初回接種として摂取した場合、従来のワクチンに比べ、中和抗体価が約47倍高い結果が出ている。しかし、中和抗体価が高いということは、ワクチンによる免疫異常等の健康被害の可能性も高くなるということである。また、mRNAが自己増殖することにより、細胞内の物質が過多となり、細胞から細胞へと情報伝達をする役割を行っている、直径30～150nm程度の小胞であるエクソソームによって、唾液や血液、汗、尿を介し、mRNAやスパイクタンパク質等が体外へ排出され、ヒトからヒトへ伝播する可能性が否定できないという見方もある。

新型コロナウイルスはRNAウイルスであり、ウイルスの変異が早いため、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。新型コロナウイルス感染症対策として使用されているmRNAワクチンでさえ安全性に対する懸念が

拭えない中、さらに新技術の自己増殖型というワクチンに対し、免疫系への中長期的な影響や、将来的な健康リスクについての科学的データが不足している現状から、慎重な判断が求められる。

国民の命と健康を守るために、下記の事項を請願する。

記

1. 国に対し、安全性が承認されていない自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める。
2. 市民へのmRNAワクチンによる健康被害状況の周知と、mRNAワクチンで生じた健康被害の救済強化を求める。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出する。

令和6年8月29日

市川市議会議長

稲 葉 健 二 様

請 願 文 書 表

- 1 請願第6－6号 消費者が安心して食品を選択できるための明確な表示を求める意見書の提出を求める請願 (総務委員会付託)
- 1 受 理 年 月 日 令和6年8月29日
- 1 紹 介 議 員 太 田 丈 之
- 1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

消費者が安心して食品を選択できるための明確な表示を求める意見書の提出を求める請願

(要旨)

消費者が安心して食品を選択できるための、以下の明確な表示を求めることを要望します。

1. 加工品であっても製造場所だけではなく主成分の原産地名を表示すること。
2. 「分別生産流通管理済み」については、遺伝子組み換え5%以下が明確に分かるよう表示すること。
3. 無添加・化学調味料不使用の表示を無くすのではなく、添加物・化学調味料を一定量以上使用している食品との区別ができるよう表示を工夫すること。
4. ゲノム編集した食品について、ゲノム編集していることの表示を義務付けすること。

(詳細)

現在、全ての食品に関して、原産地記載の義務が課されています。しかし、多くの消費者がほぼ毎日食べる、豆腐やパン等の加工品については、原料の原産地が海外であっても、国内で製造を行なった場合、原産地を「国内製造」と表記してそれを原産地とすることが許されています*¹。

輸入品は、ポストハーベスト農薬（収穫後の農産物に使用する防カビ剤等）により、収穫後でも国外出荷する際に農薬が加えられる食品が多いため、子育て中など農薬の量を気にする消費者にとっては、国内で製造されたかどうかよりも、原材料が国産かどうかを気にしている方もいます。

また、令和5年度から食品表示基準の改定で、遺伝子組み換えの表示に関して、容器の共有があった場合など、意図せぬ混入を見込んで、5%以下の遺伝子組み換え原料混入の

可能性がある食品に対して「分別生産流通管理済み」という表示に変更されました。しかし、その表現では遺伝子組み換えの状況が分からないなど、消費者の中には困惑を感じる方もいます。

令和6年4月1日から、無添加・化学調味料不使用という表示が遺伝子組み換え食品と同様、意図せぬ混入がある場合を考慮して表示が不可となります*²。しかし、遺伝子組み換えの場合と違って表示自体が全く出来なくなるので、微量であれば無添加・化学調味料ほぼ不使用の商品を購入したい消費者が、見分けがつかなくなることが懸念されています。

ゲノム編集食品に関しては、遺伝子組み換え食品と違って表示義務はありません。ゲノム編集食品は、遺伝子組み換え食品と違い、安全性審査、栽培・飼育の承認・確認の申請がすべて不要となっており、消費者の中では不安や不信感を抱いている方もいます。

よって、消費者保護基本法にある消費者の知る権利、そして選択する権利を尊重してもらえよう国に求めます。

* 1 消費者庁：新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報より

* 2 消費者庁：食品添加物の不使用表示に関するガイドラインより

令和6年8月29日

市川市議会議長

稲 葉 健 二 様